

ユーラシア特許機構

(E A P O)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 E A. I
国内処理請求書	附属書 E A. II
委 任 状	附属書 E A. III

略語のリスト

- 国内官庁： ユーラシア特許機構 (E A P O)
- E A P C： 1994年9月9日のユーラシア特許条約¹
- E A P R： ユーラシア特許条約に基づく特許規則¹
- E A S F： ユーラシア特許機構の手数料に関する法律¹

¹ 条文は、インターネット <https://www.eapo.org/en/documents-2/legal-protection-of-inventions/> から入手できる。

指定（又は選択）官庁 E A	ユーラシア特許機構 (E A P O) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 E A
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ロシア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが必要されるか？	要求されない	
国内手数料	通貨：ロシア・ルーブル（RUB） 単一手続手数料（出願・調査・公開・その他の手続） ² RUB 60,000 ³ 各請求の範囲についての手数料： － 5個を超える場合 ¹ RUB 6,500 ³ － 20個を超える場合 ¹ RUB 7,000 ³ － 50個を超える場合 ¹ RUB 7,500 ³ 審査手数料： － 1つの発明 RUB 60,000 ³ － 1つの独立請求の範囲を含む1グループの発明 RUB 60,000 ³ － 2番目の独立請求の範囲の追加手数料 RUB 35,000 ³ － 2個を超える各独立請求の範囲についての追加手数料 RUB 20,000 ³	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	単一手続手数料は次のように減額される。 － E A P Oが国際調査報告を作成している場合：40%減額 － PCTに基づき国際調査機関として行動する官庁が国際調査報告を作成している場合：25%減額	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から2か月以内、又は、出願人が国内段階への早期移行の特別請求を行った日から2か月以内に、提出又は支払をしなければならない。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。
- 3 この手数料は、出願人又は複数名の出願人の各人が自然人であり、ユーラシア特許条約の締約国の国民又は居住者である場合には90%減額され、出願人又は複数名の出願人の各人が、ユーラシア特許条約の締約国の国家科学機関若しくは国家教育機関である場合には70%減額され、出願人又は複数名の出願人の各人が、ユーラシア特許条約の締約国に業務上の本拠地を有する法人である場合には10%減額され、出願人又は複数名の出願人の各人が自然人であり、国内官庁の次のウェブサイト⁴に列挙される国の国民又は居住者である場合には50%減額される（<https://www.eapo.org/?p=8566>）。

E A	ユーラシア特許機構 (E A P O) (続き)	E A
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び あて名 ⁵ 出願人がユーラシア特許条約の締約国のいずれにも住所又は主 たる営業所を有していない場合には、代理人の選任 出願人が同一でない場合には優先権譲渡証 ⁵	
誰が代理人として行為できるか？	ユーラシア特許条約の締約国の1国において、特許に関し業と して手続を行う資格を有し、かつ、国内官庁保管の登録簿に弁 理士として掲載されている法律実務家 ⁶	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用 する。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に満たされない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

6 登録弁理士のリストは、インターネット <http://www.eapo.org/en/attorneys.php> から入手できる。

国内段階の手続

EA. 01 国内段階へ移行するための様式

E A P O は、国内（広域）段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書EA. II 参照）。この様式は次のインターネットウェブサイトから入手することもできる。

<https://www.eapo.org/wp-content/uploads/2023/03/int2016.pdf>

この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

EA. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

EAPR Rule 211(6)
71(3)

EA. 03 翻訳文（遅延提出）

P C T 第22条(3)又はP C T 第39条(1) (b)に基づく31か月の期間内に国際出願の翻訳文が提出されていない場合、当該期間満了後2か月の猶予期間内であれば、翻訳文を提出することができる。最初の2か月の期間の経過後、更に2か月以内であれば、出願人は、割増料を支払うことを条件に翻訳文を提出することができる。

EAPC Art. 15(12)
EAPR Rule 30

EA. 04 代理人の選任及び委任状

E A P C の締約国の領域内に居所若しくは営業拠点を有する自然人又は法人は、自身で又は代理人を介してE A P O と手続を行うことができる。この場合、代理人は弁理士である必要はない。E A P C の締約国の領域内に居所若しくは営業拠点を持たない自然人又は法人は、E A P O と手続を行う資格を有する者（概要の「誰が代理人として行為できるか？」を参照）を代理人としなければならない。登録された代理人の名簿は、依頼すればE A P O から入手することができる。<http://www.eapo.org/en/attorneys.php> からインターネットで入手することもできる。委任状の見本は附属書EA. III に示されている。必要な場合にP C T 第22条(3)又は第39条(1) (b)に基づく期間の満了から2か月以内に代理人を選任しなかった場合、E A P O は最初の2か月の期間満了の日から4か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。その場合には追加手数料の支払が条件となる。

EAPC Art. 18
EAPR Rule 40(1)

EA. 05 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は、附属書EA. I に概説されている。

EAPR Rule 71(3)
EASF Rule 2(1)(iv)

EA. 06 （国内）手数料の遅延支払

P C T 第22条(3)又は第39条(1) (b)に基づく期間内に、概要で示された単一手続手数料が支払われていない場合、当該期間の経過後2か月以内であれば、50%の遅延支払割増料を支払うことを条件に支払が認められる。

EAPR Rule 24(7)

EA. 07 請求の範囲手数料

請求の範囲手数料は、国内段階移行時に存在している請求の範囲（すなわち、補正が行われている場合には、P C T 第19条若しくは第34条(2)に基づき補正された請求の範囲、又は国内段階移行時にP C T 第28条若しくは第41条に基づき出願人が提出した請求の範囲）の数に基づき計算しなければならない。ただし、出願人がE A P R 規則49(2)若しくは71(5)によって請求の範囲を補正する機会を利用している場合を除く（EA.11参照）。このように補正された請求の範囲は、請求の範囲手数料の計算及びその後の手続の基礎として使用される。出願人が請求の範囲手数料の正確な額を支払わなかった場合、E A P O は通知で定めた期間内に不足額を支払うよう出願人に求める。

EAPC Art. 15(5) EAPR Rule 46	EA. 08 審査請求 ユーラシア特許は実体審査の後に付与されるが、この審査は出願人が請求した場合に限り開始する。審査請求に決められた様式はないが、請求は書面により行わなければならない。EA.01で説明した様式（附属書EA. II 参照）を使うことが望ましい。審査請求は、審査手数料が支払われた後にのみ、行われたものとみなされる。
EAPC Art. 15(5) EAPR Rule 46(1)	EA. 09 審査請求の期間 審査は、国際事務局が国際調査報告を公開した日から6か月以内、又はP C T第22条(3)若しくは第39条(1)(b)に基づく期間（31か月）満了前のいずれか遅い日までに請求しなければならない。請求期間満了後2か月の猶予期間内であれば、追加手数料の支払を条件として審査請求を有効に行うことができる。
EAPR Rule 23(8)	EA. 10 スクレオチド及びアミノ酸の配列 P C T第22条(3)及び第39条(1)(b)に基づき適用される31か月の期間満了時に、配列表がP C Tに基づく実施細則附属書Cに記載する基準を満たしていない場合、又は所定の電子データ搬送体（ディスク）で提出されていない場合、出願人は所定の基準を満たす又は所定のデータ搬送体による配列表を提出するよう求められる。
EAPR Rules 49(2),(3) 71(5)	EA. 11 出願の補正及びその時期 出願人は、追加、明確化又は訂正の形式でユーラシア出願書類を補正することができる。出願人が提示したユーラシア出願の補正又は訂正は、所定の手数料の支払後に行われる。明細書、請求の範囲、図面の追加及び明確化は、出願時の出願書類の内容を超えておらず、請求の範囲に記載した発明の保護対象を変更しない場合に限り許可される。ユーラシア出願の明細書、請求の範囲、図面若しくはその他の図示要素の追加、明確化又は訂正は、出願日若しくは優先権主張日におけるユーラシア出願の図面又はその他の図示要素にそのデータが存在しており、図面又は図示要素に同一のデータが示されている場合に限り許可される。 E A P R 規則47(3)の規定に従うことを条件として、請求の範囲の補正は、ユーラシア特許付与の意向について出願人に通知する日前、又はユーラシア特許付与の拒絶の決定日前であれば認められる。発明の明細書及び必要な場合には図面の補正は、ユーラシア特許付与の拒絶の決定日前又はユーラシア出願に関する特許付与の決定日前であれば認められる。上述した決定日の経過後、請求の範囲並びに必要な場合には明細書及び図面の補正は、E A P R 規則48(1)に基づくユーラシア特許付与の拒絶に対する審判請求又はE A P R 規則53(1)に基づくユーラシア特許に対する異議通知の場合に限り認められる。 ユーラシア出願書類における技術的及び明白な誤りの訂正は、審査のいずれの段階でも認められる。請求の範囲の補正は、ユーラシア出願における発明の開示において許可される。審査のいずれかの段階で追加請求の範囲を加入する場合には、請求の範囲に加入される各独立又は従属請求の範囲について所定の追加手数料の支払を伴う。補正又は訂正がP C T第22条(3)又は第39条(1)(b)に基づく期間の満了から2か月以内に行われる場合、補正のための所定の手数料の支払は不要である。
EAPC Art. 15(10) EAPR Rule 47(3)	EA. 12 付与手数料 付与手数料は、E A P Oがユーラシア特許を付与する意向の通知を出願人に送付した後、4か月以内に支払わなければならない。この期間に手数料の支払が行われない場合、ユーラシア特許の付与及び公開は行われず、対応するユーラシア出願は取り下げられたものとみなされる。

EAPC Art.	13(3)	EA. 13 ユーラシア特許の翻訳文 ユーラシア特許付与後は、ユーラシア特許をE A P C締約国の言語に翻訳する必要はない。翻訳文は、所定のE A P C締約国で行った訴訟手続に関する最終請求に基づいて原告が国内裁判所又は他の管轄国内当局に対してのみ提出すべきである。ユーラシア特許に関する裁判所又は他の国内当局の決定は、当該締約国の領域においてのみ有効である。
EAPC Art.	17(3)	EA. 14 ユーラシア特許の効力 付与されたユーラシア特許は、E A P Oによる公開日からE A P C締約国の全域で効力を持つ。ただし、該当する国内年度維持手数料が不払の場合には全締約国で効力が停止する。 EA. 15 ユーラシア特許の維持 ユーラシア特許の権利者は、ユーラシア特許の効力を維持するE A P C締約国を国名で指定しなければならない。この指定は、該当する年金の支払と同時にE A P Oに対して行わなければならない（次項参照）。
EAPC Art.	17	EA. 16 年 金 ユーラシア特許の維持は年金の支払が条件となる。保護を求めるE A P C締約国についての年金の支払は、E A P Oに対して行わなければならない。年金は、ユーラシア特許付与後、国際出願日の各年の応当日までに支払う。該当支払日から6か月の猶予期間内であれば、50%の遅延支払の割増料を伴い支払うこともできる。
EAPR Rule	40(7)	
EASF Rule	10	
PCT Art.	25	EA. 17 P C T第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T第25条に基づく検査に関し、E A P Oが受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、この決定に対する審判をE A P Oに請求することができる。
PCT Rule	51	
PCT Art.	24(2) 48(2)	EA. 18 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
EAPR Rule	37	EA. 19 手続続行 国際又は国内段階において、出願人がE A P R規則37(4)に基づき手続続行が適用除外されていない期間を徒過した場合には、出願の手続続行を請求することができる。請求が認められた場合の効果として、期間不遵守の法的帰結が生じなかったものとみなされる。請求では、該当すれば遂行されなかった行為を完了させ、徒過した期間の満了日から2か月以内に手続続行手数料を支払わなければならない。
EASF Rule	8(1)	
PCT Rule	49.6 82bis	EA. 20 権利の回復 出願人が国際段階における又はE A P Oに対する手続期間を遵守することができず、自身の権利を喪失した場合には、権利の回復を請求することができる。E A P Oは、期間不遵守による遅滞が故意ではないと判断した場合、権利を回復させる。回復請求は、期間不遵守の理由の解消後2か月又は不遵守期間の満了から12か月のいずれか先に終了する期間内に書面で行わなければならない。維持手数料の不払によって失効した欧州特許権については、支払うべき維持手数料の支払期間の終了日から3年以内に特許権者が請求することによって回復可能である。この期間内に不履行の行為を完了させ、権利回復手数料を支払い（附属書EA. I 参照）、請求において回復の根拠となる理由を述べ、依拠する事実を提示しなければならない。ただし、権利回復請求期間、優先権の回復請求期間、ユーラシア特許の年度維持手数料支払のための6か月の猶予期間における追加手数料の支払期間、付与ユーラシア特許に対してE A P Oに行う異議通知の提出期間については、権利の回復が適用されない。
EAPR Rule	39	
EASF Rule	8(2)	

PCT Rule	49ter	EA. 21 優先権の回復
EAPR Rule	6(1)	先の出願について優先権を主張する期間の終了から2か月以内に国際出願が行われた場合には、国内法の規定に従いEAPCに優先権の回復を請求することができる（国内段階6.006から6.011項を参照）。この請求が認められるためには、12か月の優先期間内に故意によるものでなく出願が行われなかった旨をEAPCが納得することが要求される。優先権回復手数料を支払わなければならない（附属書EA. I 参照）。
EAPC Art.	16	EA. 22 ユーラシア出願の変更及びその時期
EAPR Rule	60	出願人は、ユーラシア特許付与の拒絶通知又は拒絶に対する審判における最終拒絶通知を受け取った場合、国内手続によって国内特許の取得を希望するEAPC締約国を指定表示した請求書を、EAPCに対して提出する権利を有する。請求の様式は特に定められていない。請求書は、ユーラシア特許付与の拒絶通知又は審判請求の拒絶審決の受領日から6か月以内に提出しなければならない。
EASR Rule	4(2)	
EAPC Art.	16(2)	EA. 23 出願の変更が行われたユーラシア特許出願は、国内保護が求められるEAPC各締約国において、その国内特許庁に対して行われた国内出願、又は該当する場合、ユーラシア出願の出願日及び優先権主張日が認められた通常の国内出願として扱われる。出願は、該当する国内特許庁により更に処理される。この場合、出願人は、当該国内特許庁に所定の国内手数料を支払うことが条件となる。

手 数 料¹

(通貨：ロシア・ルーブル)

国際出願の国内手数料：

- (i) 単一手続手数料（出願，調査，公開及びその他の手続）
 - 1つの発明..... 60,000
- (ii) 各請求の範囲についての請求の範囲手数料：
 - － 5個を超える場合..... 6,500
 - － 20個を超える場合..... 7,000
 - － 50個を超える場合..... 7,500

審査手数料：

- － 1つの発明..... 60,000
- － 1つの独立請求の範囲を含む1グループの発明..... 60,000
- － 2番目の独立請求の範囲の追加手数料..... 35,000
- － 2個を超える各独立請求の範囲についての追加手数料..... 20,000

ユーラシア特許付与手数料..... 40,000

審判請求手数料..... 50,000

維持手数料²..... 関係するE A P C 締約国について支払うべき
ユーラシア特許の維持手数料³と同等額

ユーラシア出願の国内特許出願への変更手数料..... 10,000

権利回復手数料..... 35,000

優先権回復手数料..... 25,000

手数料の支払方法

1. 支払はロシア・ルーブル建で行うべきである。また、支払日にロシア連邦中央銀行が定める公式為替レートによる相当額の米国・ドル建又はユーロ建で支払を行うこともできる。
2. 維持手数料を含むすべての手数料は、ユーラシア特許機構に支払う。

(次頁に続く)

-
- 1 手数料は定期的に変更される。現在の手数料の額については、ユーラシア特許機構の手数料に関する法律を参照のこと。手数料は、出願人又は複数名の出願人の各人が自然人であり、ユーラシア特許条約の締約国の国民及び居住者である場合には90%減額され、出願人又は複数名の出願人の各人が、ユーラシア特許条約の締約国の国家科学機関若しくは国家教育機関である場合には70%減額され、出願人又は複数名の出願人の各人が、ユーラシア特許条約の締約国に業務上の本拠地を有する法人である場合には10%減額され、出願人又は複数名の出願人の各人が自然人であり、国内官庁のウェブサイト <https://www.eapo.org/?p=8566> に列挙される国の国民又は居住者である場合には50%減額される。
 - 2 ユーラシア特許条約の各締約国に関するユーラシア特許の維持手数料額は、各締約国が定める。この手数料は、特許権者が特許の効力を継続させるよう希望する各締約国の国内官庁に、付与後の各年について、国際出願日の応当日までに支払う。
 - 3 E A P R 規則40(4)に基づく減額手数料は適用されない。

(続き)

3. すべての支払には出願番号 (判明している場合には国内出願番号, 国内出願番号がまだ判明していない場合には, 国際出願番号), 出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

4. 手数料は, (ユーラシア特許機構を受取人に指定して) 以下の口座へ支払う。

(a) 米国・ドル建又はユーロ建の支払:

USD建の口座番号: 40807840400010006521

EUR建の口座番号: 40807978900011675080

at UNICREDIT BANK, MOSCOW, SWIFT – IMBKRUUM

住所: 9 Prechistenskaya Emb., Moscow, 119034, Russian Federation

受取人: The Eurasian Patent Organization

USD建の口座番号: 40807840600000000374

EUR建の口座番号: 40807978500000000456

at AO RAIFFEISENBANK, SWIFT – RZBMRUMM

住所: Troitskaya str., 17 Bldg.1, Moscow, Russian Federation

受取人: EVRAZIISKAYA PATENTNAYA ORGANIZATSIYA

USD建の口座番号: 11817079700502

EUR建の口座番号: 11817079700501

at ID BANK CJSC, SWIFT – ANIKAM22

住所: 0010, 13 Vardanants str., Yerevan, RA

受取人: The Eurasian Patent Organization

(b) ロシア・ルーブル建の支払:

受取人: The Eurasian Patent Organization INN 9909057949, KPP 773863001

銀行コード: AO UniCredit Bank Moscow

受取人口座番号: 40807810400010493672

通信銀行口座番号: 30101810300000000545

BIC番号: 044525545

受取人: The Eurasian Patent Organization

INN 9909057949, KPP 773863001

銀行コード: AO Raiffeisenbank Moscow

受取人口座番号: 40807810100001302954

通信銀行口座番号: 30101810200000000700

BIC番号: 044525700

様 式（附属書EA. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 EA. II 国内処理請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ea.pdf

附属書 EA. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_ea.pdf